

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条

本学院は大学院・大学等高等教育機関へ進学することを目的として来日する外国人に日本語教育を行うことを主たる目的とし、国際社会で有為な人材を育成する。

(名称)

第 2 条

本学院は、「名古屋福德日本語学院」という。

(位置)

第 3 条

本学院は、愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 8 番 33 号に置く。

第 2 章 課程、修業期間、収容定員及び休校日

(課程・修業期間・収容定員)

第 4 条

本学院の課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第 1 部・第 2 部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	入学時期
第 1 部	進学 2 年課程	2 年	140 人	7 クラス	4 月
	進学 1 年 9 月課程	1 年 9 月	20 人	1 クラス	7 月
	進学 1 年 6 月課程	1 年 6 月	10 人	1 クラス	10 月
	小計		170 人	9 クラス	
第 2 部	進学 2 年課程	2 年	140 人	7 クラス	4 月
	進学 1 年 9 月課程	1 年 9 月	20 人	1 クラス	7 月
	進学 1 年 6 月課程	1 年 6 月	10 人	1 クラス	10 月
	小計		170 人	9 クラス	
計			340 人	18 クラス	

(始期・終期等)

第 5 条

本学院の各課程は、4 月、7 月、10 月に始まり、3 月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の 4 学期とする。

- (1) 4 月 1 日から 7 月上旬までを 4 月期とする。
- (2) 7 月上旬から 9 月 30 日までを 7 月期とする。
- (3) 10 月 1 日から 12 月 31 日までを 10 月期とする。
- (4) 1 月 1 日から 3 月 31 日までを 1 月期とする。

(休校日)

第 6 条

本学院の休校日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休校（7月下旬から8月下旬の30日前後）
- (5) 冬季休校（12月下旬から1月上旬の15日前後）
- (6) 春季休校（3月中旬から4月上旬の25日前後）
- (7) 5月大型連休休校（5月初旬の10日前後）
- (8) その他学院の定める創立記念日等

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休校日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第7条

授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条

本学院の各課程別の授業時間、目標とする日本語能力は次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時間の1単位時間は、45分とする。

課程	授業時間(単位時間)	目標日本語能力
進学2年課程	1536時間	B2
進学1.9年課程	1344時間	B2
進学1.6年課程	1152時間	B2

2 より高い学習効果を与える為に授業内容の一部を変更することがある。

（学習の評価・進級）

第9条

学生の学業成績に対する評価は定期試験、小テスト、授業参加度、課題提出等を総合して決定し、5段階評価とする。

2 学習の評価及び進級に関する事項は、学習評価及び進級修了認定規程に定める。

（教職員組織）

第10条

本学院に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 17人以上（うち本務等教員9人以上）

- (4) 事務職員
- (5) 生活指導担当者

- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業、帰国及び賞罰

(入学資格)

第11条

- 本学院への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者、又は修了見込みの者
 - (2) 年齢が18歳以上、もしくは校長の判断で許可を得た者
 - (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - (4) 修学目的がしっかりし、経費支弁に困難がない者

(入学時期)

第12条

本学院への入学は年3回とし、その時期は4月、7月、10月とする。

(入学手続き)

第13条

- 本学院への入学手続きは、次のとおりとする。
- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出願しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、合格者を決定する。
 - (3) 選考に合格した者は、指定期日までに第20条に定める入学検定料及び必要な書類を提出しなければならない。

(休学・復学・公欠)

第14条

学生が疾病その他やむを得ない事由によって、校長が必要と判断した場合は、休学を認める。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。
- 3 休学・公欠が適用される事例については、休学・公欠規程に定める。

(転学)

第15条

転学に関する事項は、転学規定に定める。

(退学)

第16条

退学しようとする者は、その事由を所定の書類に記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条

校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第9条に定める学習評価を行い、規定の評価以上を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 学習の評価及び進級に関する事項は、学習評価及び進級修了認定規程に定める。

(褒賞)

第18条

校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

2 褒賞については別途規定を定め、その要件等について入学時オリエンテーションなどで告知するものとする。

(処分)

第19条

学生が、この規則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、厳重注意、退学の勧告及び除籍の3種とする。

3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 正当な理由なく、所定の期日までに授業料を納入しなかった者

4 前各項の処分等の量定の基準は、処分規程に定める。

(一時帰国)

第20条

本学院の生徒は、別に定める一時帰国に関する規程を守らなければならない。

第5章 学生納入金

(学生納入金)

第21条

本学院の学生納入金は、次のとおりとする。

(1) ■入学検定料

本学院への入学を希望する学生は所定の入学願書・書類一式を提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。検定料は一律20,000円とする。

(2) 進学2年コース

進学2年コース納入金	1,490,000円	2年間合計
------------	------------	-------

入学時納入金と2年生1年分納入金の内訳は以下のとおりとする。

入学時納入金（1年分）

	項目	金額	備考
1	入学金	50,000円	
2	授業料	670,000円	
3	その他	50,000円	行事費等
入学時納入合計		770,000円	

2年生1年分納入金

	項目	金額	備考
1	授業料	670,000円	
2	その他	50,000円	行事費等
2年生1年分納入合計		720,000円	

(3)進学1.9年コース

進学1.9年コース納入金	1,310,000円	1.9年間合計
--------------	------------	---------

入学時納入金と2年生9か月分入金の内訳は以下のとおりとする。

入学時納入金（1年分）

	項目	金額	備考
1	入学金	50,000円	
2	授業料	670,000円	
3	その他	50,000円	行事費等
入学時納入合計		770,000円	

2年生9か月分納入金

	項目	金額	備考
1	授業料	502,500円	
2	その他	37,500円	行事費等
2年生9か月分納入合計		540,000円	

(4)進学1.6年コース

進学1.6年コース納入金	1,130,000円	1.6年間合計
--------------	------------	---------

入学時納入金と2年生6か月分の内訳は以下のとおりとする。

入学時納入金（1年分）

	項目	金額	備考
1	入学金	50,000円	
2	授業料	670,000円	
3	その他	50,000円	行事費等
入学時納入合計		770,000円	

2年生6か月分納入金

	項目	金額	備考
1	授業料	335,000円	
2	その他	25,000円	行事費等

2年生6か月分納入合計	360,000円
-------------	----------

(5)進学1.3年コース

進学1.3年コース納入金	950,000円	1.3年間合計
--------------	----------	---------

入学時納入金と2年生3か月分納入金の内訳は以下のとおりとする。

入学時納入金(1年分)

項目	金額	備考
1 入学金	50,000円	
2 授業料	670,000円	
3 その他	50,000円	行事費等
入学時納入合計	770,000円	

2年生3か月分納入金

項目	金額	備考
1 授業料	167,500円	
2 その他	12,500円	行事費等
2年生3か月分納入合計	180,000円	

(納入)

第21条

学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、特別な事由として認めた時は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条

学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を15日以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対し除籍退学を命ずることができる。

(学生納入金の返還)

第23条

第16条の手続きに則り退学した者には、原則として次学期以降の授業料を一部返還するものとする。

2 その他学納金返還の詳細については、本学院の学生納入金返還規程による。

第6章 雜則

(健康診断)

第24条

健康診断は、毎年1回、健康診断規程に定めるところにより実施する。

(在籍管理)

第25条

在籍管理に関する事項は、在籍管理規定に定める。

(文書管理)

第26条

文書管理に関する事項は、文書管理規定に定める。

(費用の徴収)

第27条

各種証明書の発行手数料は別に定める。

(その他の規則)

第29条

本則に定めがない事項については、法令及び『認定日本語教育機関認定基準』、並びにその諸規則と、出入国在留管理庁の通達、通知に従って運営するものとする。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。